

大多喜町地域防災計画

第 5 編 大規模火災等編

目 次

第 1 章 大規模火災対策	大 - 1
第 1 節 基本方針.....	大 - 1
第 2 節 予防計画.....	大 - 2
第 3 節 応急対策計画.....	大 - 5
第 2 章 林野火災対策	大 - 8
第 1 節 基本方針.....	大 - 8
第 2 節 予防計画.....	大 - 9
第 3 節 応急対策計画.....	大 - 11
第 3 章 危険物災害対策	大 - 14
第 1 節 基本方針.....	大 - 14
第 2 節 予防計画.....	大 - 15
第 3 節 応急対策計画.....	大 - 19

第1章 大規模火災対策

第1節 基本方針

本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び災害時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2節 予防計画

1. 建築物不燃化の促進 【企画課、建設課、消防本部】

(1) 建築物の防火規制

本町には、防火地域又は準防火地域に指定されている地域はないが、建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、県と協議の上、防火地域又は準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

また、上記以外の地域における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を推進する。

2. 防災空間の整備・拡大 【企画課、建設課】

住宅密集地における街路は、人や物を輸送する交通機関のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献することが大きい。

町及び県は、住宅密集地の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については、緊急性の高いものから整備を図っている。

3. 火災に係る立入検査 【消防本部】

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

■立入検査の主眼点

- ① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。
又消火設備、警報設備、避難設備、消防用水その他消火活動上必要な施設が消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- ② 炉、厨房設備、ストーブ、ボイラー、乾燥設備、変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下「条例」という。）で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ③ こんろ、火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれがある器具の取扱状況が条例どおり確保されているかどうか。
- ④ 劇場、映画館、百貨店等大規模集客施設での裸火の使用等について、条例に違反していないかどうか。
- ⑤ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が、条例に違反していないかどうか。
- ⑥ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

4. 住宅防火対策 【消防本部】

町は、千葉県住宅防火対策推進協議会及び夷隅郡防火安全協会と連携し、住宅用防災機器の普及促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

5. 多数の者を収容する建築物の防火対策 【消防本部】

- (1) 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検及び整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

- (2) 防火対象物の点検及び報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

6. 大規模・高層建築物の防火対策 【消防本部】

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「5. 多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え、下記事項について指導する。

- (1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センターの整備

- (2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

7. 文化財の防火対策 【消防本部】

本町には、歴史的、学術的価値の高い文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 消防用設備等の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう、設備の設置・整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め、防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成するなど、消火活動体制の整備に努める。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

8. 消防組織及び施設の整備充実 【消防本部、消防団】

(1) 消防組織

消防本部は、消防職員の確保に努め、町は消防団員の確保に努める。

県は、消防本部及び町の行う消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

(2) 消防施設等の整備充実

県は、町が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等町の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため支援する。

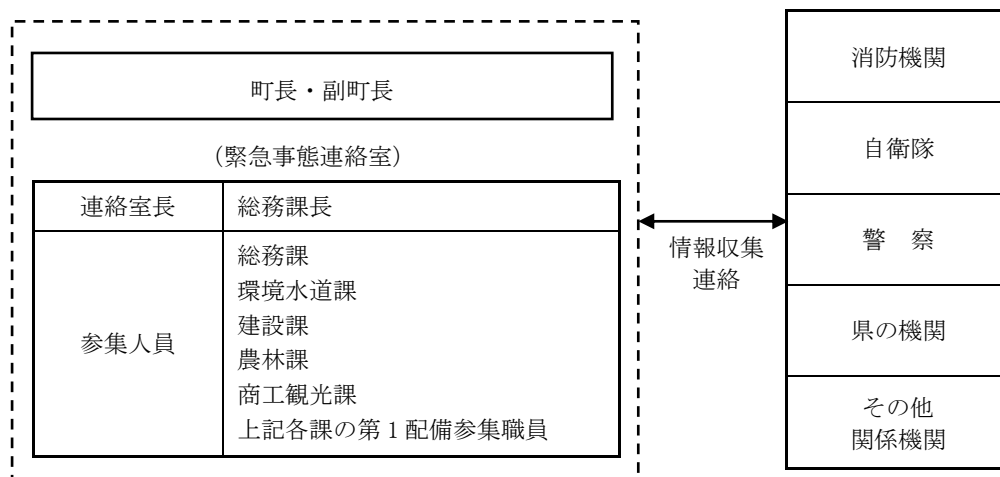
第3節 応急対策計画

1. 応急活動体制 【総務班】

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ア 町は、消防機関等からの通報により、大規模火災の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長、副町長及び総務課長へ報告するとともに、他の関係課室等へ連絡し、必要に応じ県の関係部局等へ連絡する。
- イ 総務課長は、大規模火災の発生又は発生が予想される場合、町としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。緊急事態連絡室は、災害対策本部規程による第1配備体制に準じるものとし、関係機関からの情報収集、連絡対応に不可欠な少人数の要員により構成する。

■緊急事態連絡室の組織図



- ウ 緊急事態連絡室は、関係機関を通じて、大規模火災に係る情報収集に努め、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

(2) 災害対策本部の設置

緊急事態連絡室による情報収集、事態把握の結果、大規模火災により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

大規模火災発生による災害対策本部の応急活動体制は、風水害等編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

2. 情報収集・伝達体制 【総務班、情報収集班】

- (1) 町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
- (2) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

3. 災害救助法の適用 【福祉班】

災害救助法の適用については、震災編第3章第1節「災害対策本部活動」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4項）に適用する。

4. 消防活動 【消防本部、消防団】

- (1) 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 町及び消防本部は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- (3) 町が発災現場でない場合、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき、及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による「千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5. 救助・救急計画 【消防本部】

- (1) 町、消防本部及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 町、消防本部及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6. 交通規制計画 【勝浦警察署】

勝浦警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図るなど、的確な交通規制を図る。

7. 避難計画 【総務班、勝浦警察署】

- (1) 災害時には、町及び勝浦警察署等は、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 町は、必要に応じて避難場所を開設する。

8. 救援・救護計画 【各関係班、各関係機関】

食料、飲料水、生活必需品等の供給に関する計画及び医療救護に関する計画については、第

2編第3章第7節「救援物資供給活動」及び第5節「消防・救助・救急・医療救護活動」に定めるところによる。

第2章 林野火災対策

第1節 基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、森林の利用者が多くなり、林野火災の発生も懸念されるところである。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「林野火災特別地域対策事業」を活用するなど、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

第2節 予防計画

1. 広報宣伝 【総務課】

(1) ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報等による注意

町及び県は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、防災行政無線、広報紙、回覧板、有線放送等を利用し、住民の注意を喚起する。

(2) 会議等の開催による宣伝

森林組合は、会議等において、林野火災予防の主旨徹底を図り、協力体制を確立する。

(3) 学校教育の指導

町及び県は、小・中学校児童・生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

(4) 山火事予防運動の実施

町、県及び森林組合は、山火事予防運動週間中に、警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

2. 法令による規制 【消防本部、農林課】

(1) 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

消防本部は、住民に対し、火災警報発令下における夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火及び喫煙の制限（消防法第23条）

消防本部は、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火及び喫煙の制限をする。

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

町は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

3. 予防施設の設置 【商工観光課、農林課、南部林業事務所】

(1) すいがら入れの保持

町、県及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

(2) 立看板等の設置

県は、ハイカーの集まる山岳地の売店付近、キャンプ場等の人の集まるところに立看板等を設置する。

4. 体制の整備 【南部林業事務所】

県は、入山者の多い山林を中心に、県林業事業所及び外部委託による巡視を実施する。

5. 消火施設の設置 【南部林業事務所】

(1) 水槽の設置（自然水利の活用）

県は、治山えん堤工事で山脚の崩壊、溪間の安定を図るための谷止工の活用等により、防火用水の確保を図る。

(2) 自衛隊の支援

県は、大規模火災に対処するため、自衛隊の支援体制を確立する。

(3) 簡易消火用具の配備

県は、初期消火のため、簡易消火用具を県の管理施設等に配置する。

6. 林野等の整備 【農林課、南部林業事務所】

(1) 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

(2) 林道

町及び県は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

(3) 防火線

町、県及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

7. 林野火災特別地域対策事業 【農林課、南部林業事務所】

(1) 林野火災特別地域の決定

事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等に鑑み、次の要件に該当する区域について県と協議して決定する。

ア 町における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の場合

イ 過去5年間ににおける林野火災による焼損面積が300ha以上、又は過去5年間ににおける林野火災の出火件数20件以上の場合

ウ 上記以外で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる場合

(2) 林野火災特別地域対策事業計画の作成

町は、林野火災特別地域に指定された場合、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

第3節 応急対策計画

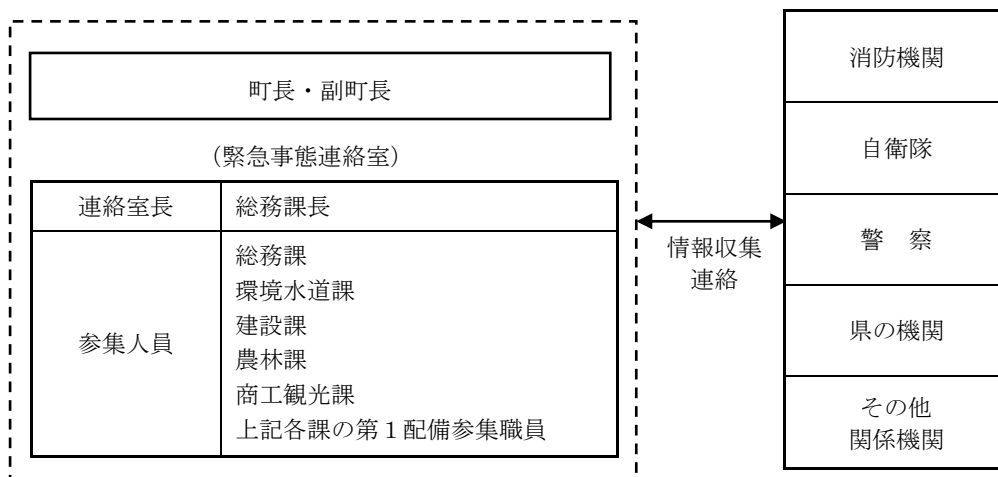
1. 応急活動体制 【総務課】

(1) 緊急事態連絡室の設置

ア 町は、消防機関等からの通報により、林野火災の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長、副町長及び総務課長へ報告するとともに、他の関係課室等へ連絡し、必要に応じ県の関係部局等へ連絡する。

イ 総務課長は、林野火災の発生又は発生が予想される場合、町としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。緊急事態連絡室は、災害対策本部規程による第1配備体制に準じるものとし、関係機関からの情報収集、連絡対応に不可欠な少人数の要員により構成する。

■緊急事態連絡室の組織図



ウ 緊急事態連絡室は、関係機関を通じて、林野火災に係る情報収集に努め、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

(2) 災害対策本部の設置

緊急事態連絡室による情報収集、事態把握の結果、林野火災により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

林野火災発生による災害対策本部の応急活動体制は、第3編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

2. 消防計画の樹立 【総務班、消防本部】

(1) 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

町は、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

(2) 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議しておく。

(3) 消防計画図の作成

町の消防計画の中にも、林野火災消防計画図を取り入れる。

3. 総合的消防体制の確立 【総務班、消防本部、南部林業事務所】

(1) 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は、応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

(3) 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備し、点検しておくよう指導する。

(4) 地域自衛組織の育成

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

臨時離発着場	水 利
多目的広場	勝浦ダム、荒木根ダム

(8) 救護体制の確立

日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

4. 避難計画 【総務班、勝浦警察署】

災害時には、町及び勝浦警察署は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

5. 立入禁止区域の設定等 【勝浦警察署】

勝浦警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

6. その他 【南部林業事務所】

(1) 林地荒廃を防止する治山工事の施行、森林復旧の造林事業の実施

県及び森林所有者は、保安林改良事業を導入することにより、林地荒廃の防止に努めるとともに、災害復旧造林を推進する。

(2) 森林保険の加入

保険事務を所掌する団体は、未加入森林分の加入を促進する。

第3章 危険物災害対策

第1節 基本方針

本章は、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、第6編第3章「道路事故災害対策」の定めるところによる。

1. 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、又災害時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2. 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、又災害時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

3. 火薬類

火薬類による災害を予防し、又災害時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

4. 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、又災害時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物営業者等の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

第2節 予防計画

1. 危険物 【消防本部、各関係機関】

(1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 町（消防本部）及び県

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置、又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する確かな防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防本部は、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての確な教育を行う。

2. 高圧ガス 【消防本部、各関係機関】

(1) 事業所等

災害時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため、緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 消防本部、県その他関係機関

ア 防災資機材の整備

(ア) 消防本部は、事業所等に対して、防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求めるなどにより、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

関係機関は、事業所等に対して、高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう、定期的に総合防災訓練を実施する。

3. 火薬類 【消防本部、各関係機関】

(1) 事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれがあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

災害時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し、定期的に、又施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 県及び関係団体

事業所等に対して、火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

4. 毒物劇物 【消防本部、各関係機関】

(1) 毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう、危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

エ 教育訓練の実施

危害防止規定に基づき、作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 届出が不要な業務上取扱者

上記イからエにより危害防止に努める。

(2) 夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）

毒物劇物営業者及び業務上取扱者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

5. 危険物等による環境汚染の防止対策 【各関係機関】

県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第3節 応急対策計画

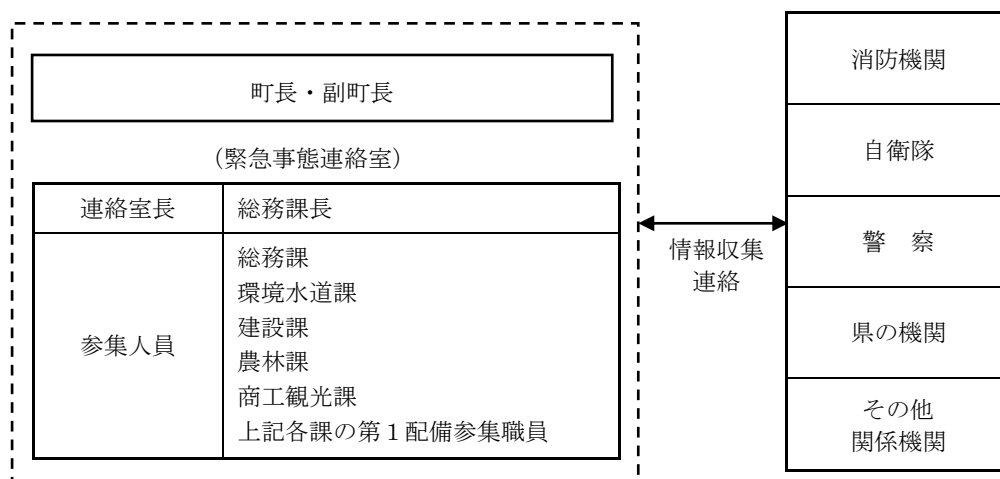
1. 応急活動体制 【総務課】

(1) 緊急事態連絡室の設置

ア 町は、消防機関等からの通報により、危険物等事故の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長、副町長及び総務課長へ報告するとともに、他の関係課室等へ連絡し、必要に応じ県の関係部局等へ連絡する。

イ 総務課長は、危険物等事故により災害の発生又は発生が予想される場合、町としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。緊急事態連絡室は、災害対策本部規程による第1配備体制に準じるものとし、関係機関からの情報収集、連絡対応に不可欠な少人数の要員により構成する。

■緊急事態連絡室の組織図



ウ 緊急事態連絡室は、関係機関を通じて、危険物等事故に係る情報収集に努め、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

(2) 災害対策本部の設置

緊急事態連絡室による情報収集、事態把握の結果、危険物等事故により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

危険物災害発生による災害対策本部の応急活動体制は、風水害等編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

2. 危険物 【各関係機関】

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者(以下「責任者」という。)は、災害発生と同時に次の措置をとる。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに 119 番でちば消防共同指令センターに連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に、近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 町、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、町及び県の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣するなどにより、被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防本部、県、医療機関は連携して、負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。勝浦警察署及びその他関係機関は、これに協力する。

ウ 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

町は、勝浦警察署と協力し、避難のための立退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

勝浦警察署は、関係機関の協力のもとに、被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため、警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者、勝浦警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

消防本部、県、労働局、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

3. 高圧ガス 【各関係機関】

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により、防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高压ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高压ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している、又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス、又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

(2) 町、県その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高压ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 消防本部及び県は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 消防本部及び勝浦警察署は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 町は、必要に応じ避難の指示を行う。

オ 原因の究明

消防本部、県、労働局、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4. 火薬類 【各関係機関】

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により、防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(2) 町、県その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し、事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 町は、必要に応じ避難の指示を行う。

(ウ) 勝浦警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

消防本部、県、労働局、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

5. 毒物劇物 【各関係機関】

(1) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により、住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）、勝浦警察署、又は消防本部へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により、住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

(2) 町、県その他関係機関

ア 緊急通報

消防本部、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）及び勝浦警察署は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

消防本部、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）及び勝浦警察署は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

町は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の指示を行う。